

プロジェクト **ASAF 対応**項目 **本日の審議**

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご議論いただく事項についてご説明することを目的としている。

## II. 2022 年 9 月開催 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

### (ASAF 会議における議題)

2. 2022 年 9 月 29 日にロンドンで開催予定の ASAF 会議では、以下の議題について議論することが予定されている。

議 題	発表者	予定 時間	参照 ページ
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	IASB	15 分	2
開示に関する取組み－公的説明責任のない子会社：開示	IASB	90 分	2
IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損の要求事項	IASB	75 分	3
料金規制対象活動	IASB	75 分	4
のれんについての英国エンドースメント審議会 (UKEB) の調査	UKEB	75 分	5

### (各議題への対応方針)

3. 前項に記載した各議題への対応については次項以降のとおりである。

**(プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題 (アジェンダ・ペーパー1) )**

4. アジェンダ・ペーパーでは、2022年12月8日及び9日に開催予定の次回 ASAF 会議について、以下の議題が提案されている。本日の当委員会において審議を行うことは予定していない。

**(1) 共通支配下の企業結合**

共通支配下の企業結合に適用する測定方法の選択についてのフィードバックへの対応方法に関する IASB スタッフの初期的見解について、ASAF メンバーの助言を求める。

**(2) 持分法**

ASAF メンバーの法域における IASB の暫定決定への影響を評価するために、ASAF メンバーの助言を求める。

**(3) IFRS 第 15 号の適用後レビュー**

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビューで検討すべき事項について、ASAF メンバーの助言を求める。

**(4) 引当金 — 的を絞った改善**

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の引当金の割引率について、ASAF メンバーの助言を求める。

**(5) 変動対価及び条件付対価**

変動対価及び条件付対価について、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の調査結果が共有される。

**(開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示 (アジェンダ・ペーパー2) )****議題の概要**

5. 本セッションの目的は、プロジェクトの最新情報を提供し、ASAF メンバーに対して意見を求めることである。

**ASAF 会議での質問事項**

6. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

- (1) IASB は親会社の連結財務諸表が「一般の使用のために利用可能 (available for public use)」であるべきという要件を基準書案の適用範囲に関する要求事項から除外すべきかどうかについての質問
  - ① 基準書案の「一般の使用のために利用可能」の用語の使用に関するフィードバックの IASB スタッフの分析について、何かコメントはあるか。
  - ② 親会社の連結財務諸表が「一般の使用のために利用可能」であるという要件を基準書案の適用範囲に関する要求事項から除外することについて、どのように考えるか。
- (2) IASB スタッフが提案する開示要求案に関するコメントに対応するためのプロセスについての質問
  - ① ASAF メンバーは、提案された開示要求案に関するコメントに対応するための IASB スタッフの提案プロセスについて、どのような見解を持っているか。
- (3) 基準書案の構成に関するフィードバックへの対応についての質問
  - ① 公開草案で提案された基準書案の付録 A を維持することについて、ASAF メンバーはどのように考えているか。
  - ② アジェンダ・ペーパーで示された、引き続き適用される他の IFRS 会計基準書の開示要求を示す方法に関する 4 つの代替案を評価するにあたり、IASB スタッフの分析で示されていないメリット及びデメリットで IASB が検討すべき事項はあるか。また提示された代替案についてどのように考えるか。

### ASBJ の対応方針

7. 本議題は、2022 年 9 月 14 日開催予定の第 59 回ディスクロージャー専門委員会にて審議いただくことを予定しており、ASAF 会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において審議を行うことは予定していない。

### **(IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損の要求事項) (アジェンダ・ペーパー3)**

8. IASB は 2021 年 11 月のボード会議において、IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)のうち、「減損」の要求事項について、適用後レビューを 2022 年下半期に開始することを決定している。
9. 本セッションの目的は、ASAF メンバーの法域における IFRS 第 9 号の適用における全般的な経験についての見解を共有し、IFRS 第 9 号の「減損」の要求事項に関する適用後レ

ビューにおいて IASB が優先して検討すべきと考える事項について議論することである。

#### ASAF 会議での質問事項

10. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

- (1) IFRS 第 9 号における減損の要求事項のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に根本的な問題（致命的な欠陥）があるか。
- (2) IFRS 第 9 号における減損の要求事項を適用することによる投資家の便益は、予想を著しく下回っているか。
- (3) IFRS 第 9 号の減損に係る要求事項の一部又は全体の適用、適用に関する監査及び当局による監督（エンフォースメント）に係るコストは予想を著しく上回っているか。

#### ASBJ の対応方針

11. 本議題は、2022 年 9 月 20 日開催予定の第 188 回金融商品専門委員会にて審議いただくことを予定しており、ASAF 会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において審議を行うことは予定していない。

#### **(料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー4）)**

##### 議題の概要

12. 本セッションの目的は、公開草案「規制資産及び規制負債」に関する IASB ボード会議の再審議のアップデートを共有し、範囲及び合計許容報酬に関するこれまでの暫定決定が、ASAF メンバーの法域における利害関係者の懸念に対処するものであるかどうかについて、意見を求めることである。

#### ASAF 会議での質問事項

13. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

- (1) 範囲及び合計許容報酬に関するこれまでの暫定決定が、ASAF メンバーの法域における利害関係者の懸念に対処するものであるかどうか。

#### ASBJ の対応方針

14. 本議題は、2022 年 9 月 15 日開催予定の第 12 回料金規制会計専門委員会にて審議いただくことを予定しており、ASAF 会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において審議を行うことは予定していない。

**(のれんについての英国エンドースメント審議会 (UKEB) の調査 (アジェンダ・ペーパー 5) )****議題の概要**

15. 英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board: UKEB) は、のれんに関する報告書「Subsequent Measurement of Goodwill: A Hybrid Model (のれんの事後測定: ハイブリッド・モデル)」(2022年9月23日のUKEB会議で最終化、公表予定)の紹介を予定している。

**ASBJの対応方針**

16. 本日は、ASAF会議の資料は未着であるため、2022年7月18日に開催されたUKEB会議で検討されたのれんに関する報告書のドラフトの概要を別紙にて説明し、ASBJの気付事項についてご意見を伺いたい(審議事項(1)-2及び(1)-3)。

以 上